

東南アジア知財ネットワーク 2018年総会  
議事概要

2019年3月22日

東南アジア知財ネットワーク事務局

(1) 開会挨拶

- ・三菱電機 蒔苗氏より開会挨拶

(2) 自己紹介

- ・東京会場、シンガポール会場、バンコク会場の順に自己紹介。

(3) 2018年度下半期の活動報告及び2019年度の活動予定(事務局より)

- ・事務局の活動報告

➢事務局より2018年度下半期の主なニュースを報告。また、高岡 JICA 専門家より、最新のミャンマー法改正情報について報告。商標法と意匠法は1月30日に成立。特許法は3月11日に成立。著作権法も近日中に成立見込みである。商標法と意匠法は JICA プロジェクトで翻訳中であり、4月中にウェブアップの予定である。特許法についても次年度 JICA プロジェクトで翻訳の予定。各法の施行は四法同時に知財庁設立の準備が完了した後の予定。今後、管轄が教育省から商業省へ移った後に、知財庁が設立される。設立場所は未定。各法の施行規則は WIPO が草案を作成した後、ミャンマー側が検討することになっており、商標法と意匠法の施行規則は既にミャンマー側に届いている。特許法の施行規則は近日中に届く予定。

(4) 2018年度下半期の活動報告及び2019年度の活動予定(各WGより)

① タイ WG

- ・2018年度下半期の活動として、アランヤプラテート税関との意見交換、タイDIP年始挨拶と意見交換、CIPITC 裁判官向けセミナー、技術説明会(安川電機)について報告。
- ・また、2019年度の活動予定として例年の活動に加えて、ミャンマーにおいても活動予定であることを報告。

② インドネシアWG

- ・外務省東南アジア知財担当官会議について  
➢JETRO や WG メンバーが外務省東南アジア知財担当官会議に出席して情報交換を実施した。外務省のウェブサイトにも過去の知財担当官の活動が掲載されており、外務省による知財支援活動を知る上で有益な情報となる。
- ・年金問題について  
➢DGIP から約5億円の年金が未払いであるとのコメントがあった。一方で、未払い年金に関する請求で DGIP の手続きに時間がかかり、また JIPA からの要望書等の要望が出されたこと等を受け、DGIP は支払い期限を6か月延長した。ただし、未払い年金の支払い請求が続いていることは変わらない。
- ・特許法第20条(国内実施義務)について  
➢特許付与後3年以内に限り20条の適用猶予を5年間出すことを決定した。公表された猶予申請書の様式には以前の案から料金支払要件が削除されており、申請料金は不要である。適用猶予の申請書を出すことを勧める。
- ・審査促進について  
➢DGIP が PPH の有料化を検討している。引き続き情報収集を行う。
- ・税関登録について  
➢税関登録は進んでいない。税関登録を使いたい企業があったら、是非ジェトロに伝えて欲しい。
- ・その他  
➢EC サイトであるアイデアと意見交換を実施した。また、IIPPF がラザダ、アリババと意見交換を実施した。まずはノーティスアンドテイクダウンを活用してもらいたい。また、DGIP からインドネシアの国民に対して知財啓発活動を行ってほしいとの要望があった。

③ ベトナムWG

- ・審査促進制度について  
➢IP Viet Nam に対して、PPH 上限数拡大の要請、及び、日本の優先審査制度の紹介等を行った。結果として、PPH は2019年度から200件に増加。上半期100件、下半期100件の予定。また、技術説明会を実施して欲しいとの要望を受けた。
- ・VIPRI とのワークショップについて  
➢VIPRI が作成する特許侵害の鑑定結果に対する日系企業の予見性向上を目的として、VIPRI とワークショップ

を開催し、意見交換を実施した。

・2019年活動予定について

➤IP Viet Namに対しては2021年の知財法改正のタイミングに合わせて、2019年に日系企業からの要望提出を検討。VIPRIに対してはワークショップを継続実施。

・2019年度からのWGリーダーが黒川氏から近藤氏に交代。

**(5) 全体を通じての質疑応答、意見交換**

・インドネシアの知財啓発活動はSEAIPJメンバーがどのような形で参加するのか。

→JICAと知財啓発活動を実施している。その活動に参加する形でお願いしたい。(インドネシアWG)

・VIPRIとのワークショップの結果はどのようなものだったのか。

→VIPRIは文言解釈を狭く解釈して、実質同一の範囲を均等と判断している感じがあった。解釈の仕方には開きがあるが、侵害の判断は我々に近いと感じた。(ベトナムWG)

・ベトナムにおいて日本語の文字商標を出願しようとして困っていた。他にも困っている企業があったら、一緒に協力していきたい。

→日系企業にとってベトナムの知財法がどうなるのが一番良いのか考える必要はある。いずれベトナムWGから詳細なニーズを聞くかもしれない。(ベトナムWG)

・ミャンマーの知財状況に興味を持っている企業が多いのでタイWGから情報共有をお願いしたい。

→了解した。(タイWG)

**(6) 事務連絡**

・今年10月頃中間会合を開催。日時は追って連絡。

以上